

○ 廃棄物処理業許可申請のための Q&A

廃棄物処理業を営むための行政機関（県など）からの許可期間は5年間（優良の場合は7年間）なので、その期間を超えてさらに事業を営む場合は更新の許可を受ける必要があります。皆様の中には産業廃棄物処理振興センターが行う「許可のための講習会」と混同されている方も多くいらっしゃるので、「行政からの許可」との関連も含めて、Q&A方式で、問い合わせが多い事項を中心に記載しますので参考にしてください。

<収集運搬業を例に記載>

Q 私は収集運搬業の許可を有しています。許可の有効期限が近づきましたので更新許可を受けたいと思いますが、いつまでに申請が必要ですか？

A 更新許可の申請は、従来と同様の内容の許可を得たい場合であっても一ヶ月前までに管轄する保健所（健康福祉センター）に**更新許可申請**する必要があります。申請書には有効期限の残っている講習会修了証の写しを添付する必要があります。

収集運搬業の申請は一ヶ月前でもほぼ大丈夫ですが、処分業の場合は遅くとも2か月以上前には提出するように心がけてください。

Q 更新に併せて変更許可を受けたいのですが、その場合はどうすればよいのですか？

A 更新許可申請と変更許可の両方の申請が必要です。また、申請手数料も両方必要です。（更新7万3千円、変更7万1千円）なお、**同時申請の場合は一部の書類は申立書により省略できますし、例えば住民票、登記簿謄本などは片方に正本を添付し、もう一方はコピーで代用することもできます。**

同じく、変更届出事項が生じた（例えば、役員の変更、事務所の所在地、100分の5以上の株主の氏名など）場合には変更届を提出する必要がありますが、この場合も一般的には届出事項が生じてから速やかに届出書を提出する必要がありますが、更新許可と近ければ同時に提出ができます。<登記を必要とするものは30日以内の届出>

Q 変更届出書を提出する際に気を付けることはありますか？また、届出書は郵送でも構いませんか？

A 変更届出書には許可証の写しを添付することが必要です。なお、届出書の場合は必要な添付書類が揃っていれば郵送でも大丈夫です。

Q 更新許可申請と産業廃棄物処理振興センターの講習会の関係を知りたいのですが！

A 申請の添付書類の一つに、**有効期間の残っている講習会修了証の写し**が必要です。この修了証の有効期限は新規講習の場合は受講から5年間、更新講習の場合は受講から2年間となっていますので、**行政の許可期限を確認し、申請に先立って講習会の受講**が必要です。なお、更新許可申請に際しては新規または更新のいずれの終了証でも構わないとされています。（個人から法人に移行する場合の新規申請の場合を除き、新規申請には当然ながら新規の修了証が必要です）